I. 事実の概要

5 被告人 X は、夫の前妻の子ども A を殺害しようと決意し、平成 15 年 7 月 1 日午前 2 時頃、熟睡中の A の頸部を細い麻縄で絞めつけた。その後、A の脈を確認したところ、X は A がすでに死亡したと思い、その犯行の発覚を防ぐ目的で、麻縄を解かないまま A を数 km 離れた海岸まで 1 時間かけて車で運び、砂上に放置したまま帰宅した。その結果 A は、同日未明に死亡した。

10 尚、司法解剖の結果によると A 死亡の原因は麻縄による絞首が原因で死亡したのではなく、 海岸の砂末を吸引したことによる窒息死であることが明らかになった。

参考判例:大審院大正 12年4月30日決定

Ⅱ. 問題の所在

15 本件では、行為者が行為に出た時点において主観的に予見していた結果は客観的に実現される に至ったが、その実現は認識していた因果関係とは異なった因果経過を通っている。このような 事例において行為者にその結果の惹起を帰責できるかが問題となる。

Ⅲ. 学説の状況

20 A 説(二行為説)

25

第一行為と第二行為を全く別個のものとして評価し、行為ごとに犯罪の成立を判断する。この 場合、第一の行為については未遂罪、第二の行為については過失犯の成立をみとめる¹。

B 説(因果関係の錯誤説)

第一の行為と第二の行為とを一連の行為と見ることができる場合に、その結果との間の因果関係が相当因果関係の範囲内にあれば、主観客観のズレが相当因果関係の範囲を超えない限り犯罪の成立を認める²。

C 説(因果関係説)

第二行為を介在事情として第一行為と結果との因果関係を考え、これが否定される場合は未遂 罪と過失罪が成立し、肯定される場合は既遂犯が成立する。

30 因果関係も客観的構成要件要素であり、故意の認識対象であるから、因果関係の錯誤がある場合には故意阻却の余地がある³。

IV. 判例

水戸地方裁判所平成17年3月31日決定。判例集未掲載。

¹ 川端博『刑法総論講義〔第3版〕』(成文堂,2013年)259頁。

² 山中敬一『刑法総論〔第2版〕』(成文堂,2008年)338頁。

³ 山口厚『刑法総論〔第2版〕』(有斐閣,2007年)213、214頁。

(事実の概要)

生活保護を受給しながら、その浪費等により居住先借家の家賃を滞納していた被告人が、家賃の支払を請求する被害者を逆恨みし、深夜ドアをこじ開けて被害者方家屋に侵入し、逃走しようとする同人に対し、その背後からナイフで背部等を多数回突き刺し、同人が死亡したと誤信して同人方に火を放ち、同人を死亡させた。

(判旨)

5

10

25

30

35

「そして、被告人の刺突行為は、その態様に照らして、被害者の死亡という結果を発生させる 蓋然性の高い行為であり、さらに、刺突によって被害者が身動きできないところを火に巻かれて 焼死した点をも併せ考えると、その焼死という結果の発生に大きく寄与していることが明らかで ある。しかも、殺害の相手方が死亡したと思い込んでその犯人が罪証隠滅のために殺害現場とな った家屋に放火するという経過事実についてはその殺害行為と放火行為自体が密接な関連を有す ることに加え、一般人にとって予見可能なものと評価することができるのであって、これをもっ て格別異常な事態とまでいうことはできない。

以上の次第で、被告人の刺突行為と被害者の死亡との間には相当因果関係が存するものと認め 5 られ、被告人に対して殺人既遂罪の成立を肯定すべきものと判断される。この点に関する弁護人 の主張は採用することができない」。

V. 学説の検討

(1) A 説について

20 第二行為の介入を重視して二つの行為を別個に評価する見解は、第一行為から第二行為を経て結果に至る因果経過について、構成要件該当性を肯定しうる以上、適切な見解ではないと思われる。 よってこの説は採用しない。

(2) B 説について

故意がある第一行為と、過失にすぎない第二行為とは別個の行為であり、これら二つの行為を 一連の行為として単一に評価することは妥当でない。よってこの説は採用しない。

なお、因果関係の錯誤の問題は因果の経過が相当因果関係の範囲内にあるかどうかということに他ならないから、因果関係論と同一に帰し、独立に論ずる余地はないとする批判があるが、因果関係の問題は、結果犯において行為と結果との間に必要とされる関係についての問題であり、因果関係の錯誤の問題は、そのような問題が肯定された場合に、結果の発生に至った因果的経過が行為者のあらかじめ認識したところと異なったことについて構成要件的故意が認められるかどうかについての問題である。

(3) C 説について

行為者の第一行為による結果惹起の認識・予見が故意であり、実際の因果経過が構成要件該当性を備えたものである以上、故意既遂犯の罪責が肯定される。よってC説が妥当であり、検察側はC説を採用する。

VI. 本間の検討

第1. 第1行為について

- 1. X が麻縄で A の首を絞めた行為につき、殺人罪(199条)が成立しないか。
- 2. (1) 殺人罪の実行行為とは、人の生命断絶の現実的危険性を有する行為であるところ、麻縄で 首を絞める行為は、被害者の窒息や心停止、そしてそれに起因する死亡結果を惹起する生命断 絶の現実的危険性を有すると言えるため、Xの行為は実行行為性を有する。
- 5 (2) 結果として A は死亡するに至っている。

10

15

20

25

30

(3) ア 実行行為と結果との間に因果関係が認められるか。A 死亡の結果が、X の A 放置による A の砂末吸引という介在事情を経て結果へと至っている。かかる X の行為による介在事情 が存在する場合、因果関係が認められるか。因果関係の判断基準が問題となる。

イ 実行行為とは、構成要件的結果発生の現実的危険性を有する行為であり、因果関係とは、 当該行為が結果に帰責されうるかの判断基準である。そうだとすると、因果関係は条件関係 を前提として、行為の危険性が結果へと現実化したかで判断すべきである。

ウまず、X が首を絞める行為に及ばなかったなら、A は死亡することはなかったといえるから、条件関係は認められる。円滑な人体呼吸のためには、気道の正常な機能が不可欠であるが、人体の枢要部である頸部を強度の高い麻縄で絞める行為はその機能を著しく妨げ、呼吸困難を引き起こす。また、頚動脈の圧迫により血液が体内にまわらず、意識が飛ぶこともあり、最悪の場合心停止をもたらす。以上のような点から、首を麻縄で絞める行為の危険性は非常に高いといえる。一方、A を放置した結果の砂末吸引という介在事情が直接の死因を形成しているため、介在事情の結果への寄与度は大きいといわざるをえない。しかし、殺人行為に及んだ犯罪者が犯行発覚を防ぐ目的でその後被害者を砂上に放棄することは相当程度ありうることであり、行為と介在事情は密接な関係を有していたといえ、介在事情は因果関係を遮断するものでない。よって、行為の危険性が介在事情を介して結果へと現実化したといえ、因果関係は認められる。

(4) ア 本間では、客観的には、X が首を絞めた行為から砂上放置による A の砂末吸引という介在事情を経て死亡結果に至っているが、主観的には首を絞めたことによって死亡結果に至っている。かかる因果経過について錯誤が生じている場合、故意(38 条 1 項本文)が認められるか。

イ 故意とは、客観的構成要件該当事実の抽象的認識・認容である。因果関係も客観的構成 要件要素であり、故意の対象となる。そして、構成要件は抽象化されている以上、因果経過 を詳細に認識する必要はなく、行為者の認識した因果経過と現実の因果経過がどちらも法 的因果関係の範囲内で符合する限り、故意は阻却されない。そして、法的因果関係の範囲内 にあると認められるかどうかは、当該行為の危険性が結果へと現実化したかで考える。

ウ 本問において、首を絞めた行為の危険性が A 死亡という結果へと現実化した以上、認識 した因果経過と現実の因果経過は法的因果関係の範囲内であり、故意は阻却されない。

- 3. 以上より、Xの行為につき殺人の既遂罪が成立する。
- 35 第2. 第2行為について
 - 1. X が A を海岸に捨てた行為について保護責任者遺棄致死罪(218 条,219 条)が成立しないか。
 - 2. X は A の母親にあたり、民法 820 条と 877 条により子供である A を保護する責任のある者であったといえる。また、X が首を麻縄で締め付けたまま海岸に放棄した行為は、要扶養者との場

所的隔絶をもたらしている行為であり、「遺棄」にあたるといえる。よってXの行為は保護責任者遺棄致死罪の実行行為にあたる。またXの行為によってAは砂末を吸引して窒息死したため、Xの行為とAの死との間に因果関係も認められる。

3.(1) ア ただし X は第 2 行為の時点で A はすでに死んでいるものだと思っており、第 2 行為も A の死体を遺棄する目的でなされたものである。死体遺棄罪と保護責任者遺棄致死罪とで は構成要件が異なっているので、抽象的事実の錯誤が生じているといえる。この場合の X の故意が阻却されるか。

イ この点Xには実行行為時に保護責任者遺棄致死罪について構成要件該当事実の認識はないので、刑法38条2項より原則として故意は阻却される。よってXを保護責任者遺棄致死罪によって処罰することは出来ない。

(2) ア そこで、より軽い罪である死体遺棄罪(190条)が成立しないか。軽い罪の故意で重い罪の結果が発生したときに軽い罪の故意犯が成立するかが問題となる。

この場合、構成要件に実質的な重なり合いが認められるならば、その限度で故意責任を 負い、軽い罪の故意犯が成立すると考えるべきである。そして、かかる実質的な重なり合いの有無については、両罪の行為態様と保護法益の共通性をもって判断する。

イ 保護責任者遺棄致死罪と死体遺棄罪とでは両者の客体が生きている人間か死者かで異なっており、保護法益も前者は人の身体生命であり後者は国民の宗教感情と異なっている。よって両罪は行為様態と保護法益に共通性が存在しないので、X は故意責任を負わず、死体遺棄罪も成立しない。

20 (3) もっとも、第1行為の介在事情となった X の第2行為により X の死の結果が発生しているので、第2行為を不問に付すわけにはいかない。 X は過失の範囲で罪を負うべきである。 X の第2行為は、A の死亡に対する予見義務違反、結果回避義務違反であるため、過失行為と認められる。したがって、A の死亡結果より、甲の行為につき過失致死罪(210条)が成立する。

25 VII. 結論

5

10

15

X の行為について殺人罪(199条)と過失致死罪(210条)が成立し、過失致死罪は殺人罪に吸収され X は殺人罪についてのみ責任を負う。

以上